

## 第4回黒石市新型コロナウイルス感染症総合対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部) 会議 概要

日 時：令和2年4月20日（月）午後4時

場 所：黒石市役所 庁議室

### 1 本部長あいさつ

新型コロナウイルス感染対策に関しては、国が4月16日に緊急事態宣言を日本全国に発令し、感染が広がっている13都道府県においては特定警戒都道府県に指定された。日本全体に新型コロナウイルスの脅威が一段増したと考えている。弘前保健所管内に感染者の報告が出ていないということは、少し安心するが、今後大型連休等踏まえた段階で、どのような状況になるか大変危惧している状況である。今回第4回の会議を開催し、黒石の状況を再度確認したうえで、今後の対策をしっかりとっていきたい。

### 2 緊急事態宣言（全国拡大）を受けての市の対応について

令和2年4月16日に政府の対策本部において、4月7日に宣言した緊急事態措置の実施区域が7都府県から全都道府県に拡大することとなった。翌日の4月17日にそのことを受けて、青森県知事からメッセージが出された。この知事メッセージ、緊急事態措置についての市の対応は、大きく2点あり、まず1点目が、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条1項に基づく措置として、青森県知事から要請があった次の二つの事項について市民に周知していくものである。まず、一つ目として、5月6日までの間、不要不急の外出を自粛する。もう一つが大型連休期間中においては都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するということである。これは、特措法に基づいて県知事から要請のあった事項である。2点目は、この県知事から要請があった事項に基づき、市の公共施設について休止等の措置を取っていくものである。休止等の措置を取る施設については、小中学校については休業とする。次に児童館、児童センター、これは自由来館の方は、利用制限付きで開館する。その利用制限というのは「保護者の就労のため自宅で過ごすことが困難な児童」のみに利用を制限するという意味である。次にりんごクラブについては学校が休業の場合は午前からの受け入れを実施する。これは夏休みや冬休みと同様の取り扱い。児童デイサービスセンターについても、同様の扱い。次に保育園は、こちらは休止とせずに継続して事業を実施する。次の落合共同浴場と大川原活性化施設については、共同浴場という性格があるので日常生活に必要だと言うことで休止しない。次の黒森山ウォーキングセンターについては休止する。

社会福祉センターの一部に貸館があるので、貸館については休止する。次に老人福祉センターは、高齢者の感染リスクを考慮し、全館休止。津軽こみせ駅も休館、産業会館の貸室についても休止。津軽伝承工芸館、津軽こけし館、松の湯交流館も休館する。虹の湖公園については、利用制限を設ける。横町かぐじ広場は通常通り開放する。都市公園は、一部利用制限を既に実施している。運動公園については公園に入ること自体は制限を設けないが、有料の施設については休止する。スポーツ施設のスポカルイン黒石、スポーツ交流センター、武道場も休止。金平成園については、開園を延期する。公民館・地区センターについては、主催・共催事業・貸館についても休止。図書コーナー、ほるぷ子ども館、婦人会館についても休止。また福祉バスについては、貸出を休止する。この実施期間については、令和2年4月23日から5月6日までの期間とする。

市民への周知については、ホームページで行い、各施設については、施設担当部署において、休止・休館の予告看板（張り紙）等の対応をとる。

### 本部長から

外出や県外との往来に関するお願いは4月13日に毎戸配布しているが、大型連休中の移動の自粛や市民に再度周知することについては、もう一度広報にあわせてチラシ配布を実施する。

施設についても、張り紙をして、各施設で対応をしてもらう。

市民の方々、特に小中学校の子どもたちや保護者の方にはしっかり情報伝達し、各学校での対応を整えていただくようお願いする。